

## 令和2年度 宮城支部事業報告について

---

1. 事業計画（全体図）	.....	1ページ
2. 実施状況報告	.....	2ページ
3. 保険者機能強化予算に係る執行実績	.....	11ページ
参考：令和3年度 宮城支部事業計画	.....	14ページ
参考：令和4年度 支部保険者機能強化予算の評議会との関係（予算策定までの一般的な流れ）	.....	20ページ

# 1. 事業計画（全体図）

P2～P4

## （１）基盤的保険者機能関係

- ① サービス水準の向上
- ② 業務改革の推進に向けた取組
- ③ 現金給付の適正化の推進
- ④ 効果的なレセプト点検の推進
- ⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化
- ⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進
- ⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進
- ⑧ 限度額適用認定証の利用促進
- ⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底
- ⑩ オンライン資格確認の円滑な実施
- ⑪ 的確な財政運営

P5～P9

## （２）戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

ii) 特定保健指導の実施率の向上

iii) 重症化予防対策の推進

iv) コラボヘルスの推進

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

④ ジェネリック医薬品の使用促進

⑤ インセンティブ制度の着実な実施

⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開

⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信

⑧ 調査研究の推進

⑨ その他支部独自の取組

P10

## （３）組織体制の強化関係

- ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- ② 人事評価制度の適正な運用
- ③ OJTを中心とした人材育成
- ④ 支部業績評価への対応
- ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等
- ⑥ コンプライアンスの徹底
- ⑦ リスク管理

## 2. 実施状況報告

### (1) 基盤的保険者機能関係

	令和2年度事業計画	令和2年度実施状況
基盤的 保険者 機能 関係	<p>① サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お客様満足度調査の活用や研修などで職員の接客スキルを高め、サービス水準の向上に努める。</li> <li>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守する。</li> <li>健康保険給付等の申請書の郵送による提出を促進するため、各種広報や健康保険委員研修会等において周知を行う。</li> </ul> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を93.3%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度のお客様満足度調査の結果（マイナス評価）を受け、お客様満足度向上プロジェクトチームを立ち上げ、電話回線の変更、上席者による電話応対チェックや週替わりでCS向上テーマを決めて朝礼時に唱和するなど改善策を実施。加えて、外部講師を招き、電話応対スキル向上研修を実施。</li> <li>現金給付の申請受付から支給決定までを5～6営業日以内に実施することを徹底しており、毎日のミーティング時、業務日報及び7営業日を超える未処理の申請書の確認を通じて日々の進捗状況を把握し、業務遅延を防止。</li> <li>各種広報媒体を活用し、各種申請の郵送による手続きを周知し、電話等での問い合わせの際も郵送での申請を依頼。また、年度末に多くの退職者が見込まれる事業所に対して、任意継続加入案内書類一式を事前配布し、郵送化を促進。</li> </ul> <p>■ KPI：① サービススタンダード 100%（前年度 100%） ② 郵送化率 95.7%（前年度 93.3%）</p>
	<p>② 業務改革の推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のスキルアップ向上を目的に、審査体制の見直しやジョブローテーションを定期的実施。また、3～6か月間での育成計画を幹部職員で計画・共有し、幅広く業務を実施できる職員を育成。</li> </ul>
	<p>③ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li> <li>傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>月に1回、定期的に保険給付適正化会議を実施し、給付決定された内容について、疑義案件はないか確認（立入検査を要する案件は0件）。</li> <li>毎月、調整対象者リスト確認時や審査時に併給調整が判明した場合、返納金の通知を発送する前に、該当する被保険者に対して事前に電話連絡の上制度を説明。</li> </ul>
	<p>④ 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。</li> <li>支払基金支部との打ち合わせ会を定期的開催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。また、社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。</li> </ul> <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動点検マスタを毎月メンテナンスし、システムを活用した効率的なレセプト点検を実施。また、令和3年3月には外部講師による研修会を開催し、点検員のスキル向上のための取組を実施。</li> <li>支払基金支部との打ち合わせ会は、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、書面開催により疑義事例を協議。加えて、支払基金支部に対して、再審査請求の適正な処理及び支部間差異の解消に向けた申し入れを実施。</li> <li>レセプト点検の査定率は、新型コロナウイルス感染症の影響で、点検業務を一時休止したことが影響し、前年度の査定率を大きく下回る結果となった。</li> </ul> <p>■ KPI：レセプト点検の査定率 0.203%（前年度 0.258%）</p>

## 2. 実施状況報告

### (1) 基盤的保険者機能関係

	令和2年度事業計画	令和2年度実施状況
基盤的 保険者 機能 関係	<p>⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会を行い、適正受診の啓発を強化する。</li> <li>長期受療者（1年に10ヶ月以上）に対し、啓発文書を送付し、制度の正しい理解を進めるほか、回答結果から実態を把握し、今後の周知活動に活用する。</li> </ul> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多部位かつ頻回の申請を中心に、加入者に対する文書照会を積極的に実施（照会件数：6,922件）。</li> <li>長期受療者に対する啓発文書送付を予定していたが、他支部における実施結果を踏まえ、新たに同一月に家族で施術を受けている者（家族受療者）や同一月に複数の施術所で施術を受けている者（重複受療者）に対象者を変更。当該対象者に対し、啓発文書及びアンケートを送付し、制度の正しい理解に向けた周知を実施（送付件数：674件）。アンケートの回答結果から適正な理由での受療が9割以上であることを確認し、一定の制度理解が得られたと判断（アンケート受付件数：289件）。</li> </ul> <p>■ KPI：3部位以上、月15日以上申請の割合 0.70%（前年度 0.61%）</p>
	<p>⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>受領委任制度導入に伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底しており、同意の確認できない書類は返戻するなど審査を強化。</li> </ul>
	<p>⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構の資格喪失処理後4営業日後に文書による返納催告や被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を実施し、保険証の早期回収を徹底。加えて、保険証未添付事業所データや被保険者70名以上の事業所データを活用し、資格喪失時の保険証添付漏れ防止の勧奨文書を送付（送付件数：1,105件）。</li> </ul> <p>■ KPI：① 資格喪失後1か月以内の保険証回収率 95.0%（前年度 94.8%）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資格喪失後受診による返納金債権は、市町村国保との間で清算を行う保険者間調整の促進を強化。加えて、契約弁護士を活用した文書催告や法的手続きを実施。また、幹部職員による債権回収会議を毎月実施し、高額債権の回収方法を協議する等、債権の早期回収を徹底。</li> </ul> <p>■ KPI：② 返納金債権の回収率 69.7%（前年度 60.4%） ■ KPI：③ 医療給付費総額に占める返納金の割合 0.113%（前年度 0.052%）</p>
	<p>⑧ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。</li> <li>県内の医療機関従事者を対象に支払基金と合同で隔年開催している健康保険事務説明会（県内4会場）にて、高額療養費制度及び限度額認定証について制度説明を行い、利用促進を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種広報媒体を活用し周知を行ったほか、お客様からのお問い合わせに対しても制度を説明の上、申請書やリーフレットを送付し利用促進を図った。また、申請書の配置を依頼している医療機関に、引き続き協力を依頼し、不足連絡があった場合は迅速に申請書を送付。</li> <li>県内の医療機関従事者を対象に支払基金と合同で隔年開催している健康保険事務説明会（県内4会場）については、新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、開催を見送り。</li> </ul> <p>■ KPI：限度額適用認定証の使用割合 79.4%（前年度 80.0%）</p>

## 2. 実施状況報告

### (1) 基盤的保険者機能関係

	令和2年度事業計画	令和2年度実施状況
基盤的 保険者 機能 関係	<p>⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</li> <li>事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul> <p>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者の国内居住要件の見直しに対応した被扶養者資格再確認を確実に実施し、不備のあるものは返戻の上、訂正後に再提出を依頼。</li> <li>未提出事業所に対する督促文書を確実に発送。</li> <li>未送達事業所については所在地調査を実施し、送達を徹底。</li> </ul> <p>■ KPI：被扶養者資格確認書の提出率 92.6%（前年度 92.2%）</p>
	<p>⑩ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。</li> <li>現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。</li> </ul> <p>■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を85%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードが健康保険証として利用できることについて、全加入事業所に送付する広報紙やメールマガジンを活用して周知。</li> <li>協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響で、本部の指示により医療機関に対する利用勧奨の実施を見送り。また、令和3年3月の国全体で実施するオンライン資格確認の開始に伴い、本事業は令和3年2月で終了。</li> </ul> <p>■ KPI：オンライン資格確認システム利用率 74.2%（前年度 80.1%）</p>
	<p>⑪ 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</li> <li>中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度保険料率の決定にあたり、議論に資する論点やデータを示しつつ、2回にわたる評議会での精力的な議論を経て、中長期的に安定した財政運営を図る観点から、平均保険料率10%を維持。また、宮城支部の健康保険料率は10.01%とし、インセンティブ（報奨金）制度による0.01ポイントの引き下げも含め前年度比0.05ポイントの引き下げとなった。</li> <li>令和3年度保険料率、協会の財政状況や取組等について、新聞広告の実施（3月17日河北新報掲載）とともに、全加入事業所、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及び経営者協会等に対して、リーフレットを送付。加えて、健康保険料率の推移や健康保険料率の算出に影響する加入者一人当たりの医療費が依然として全国平均を上回っていること等についてプレスリリースを実施（3月18日河北新報掲載）。</li> </ul>

## 2. 実施状況報告

### (2) 戦略的保険者機能関係

	令和2年度事業計画	令和2年度実施状況
戦略的 保険者 機能 関係	<p>① <b>ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所ごとの健康状態を見える化した「職場健康づくり宣言サポートシート」等のツールを活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7ページ iv) コラボヘルスの推進を参照。</li> </ul>
	<p>② <b>データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はP D C Aサイクルに沿って、取組の実効性を高める。</li> </ul> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>&lt;被保険者の特定健診受診率向上に向けた施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健診受診率の向上に向け、未受診事業所(未受診者)に対し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。</li> <li>事業者健診データの取得促進に向けて、関係団体等に対する働きかけを行う。</li> </ul> <p>&lt;被扶養者の特定健診受診率向上に向けた施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治体との連携・協定の具体的事業として、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供し受診率向上のための連携強化を図る。</li> <li>協会主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応え、受診者の増加を図る。</li> </ul> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：304,562人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診実施率 69.8%（実施見込者数：212,430人）</li> <li>事業者健診データ 取得率 7.6%（取得見込者数：23,000人）</li> </ul> <p>○被扶養者（受診対象者数：84,036人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査受診率 35.9%（実施見込者数：30,125人）</li> </ul> <p>■ KPI：① <b>生活習慣病予防健診受診率を69.8%以上とする</b>            ② <b>事業者健診データ取得率を7.6%以上とする</b>            ③ <b>被扶養者の特定健診受診率を35.9%以上とする</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度は、平成30年度に開始した第2期保健事業実施計画の3年目となるが、引き続き、各取組の目標値の達成に向けて着実に実施。また、中間評価結果を踏まえ、取組内容や目標値の見直しを行い、取組の実効性を高め効果的な事業展開を実施。</li> </ul> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>&lt;被保険者の健診実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診の契約健診機関の拡充を図り、健診を受診しやすい環境を整備。さらに未受診者に対する勧奨は、文書や電話勧奨を実施するとともに新規適用事業所に対する健診案内等を送付。こうした取組により、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受けながらも、健診受診者数は増加（前年度比+0.6%、+2,604人）。</li> <li>事業者健診データ取得に向けて、労働局や宮城県との連名による勧奨通知を送付。また、契約医療機関からのデータ取得勧奨を実施した結果、健診データ取得者数は増加（前年度比+0.1%、+435人）。</li> </ul> <p>&lt;被扶養者の健診実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県内35自治体主催・健診機関等主催の集団健診、39機関の個別契約機関での受診機会を提供。</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、協会けんぽ主催の「まちかど健診」の開催中止や自治体主催の未検者健診の中止等、未受診者への受診勧奨事業が大きく減退（前年度比-7.3%、-6,042人）。</li> </ul> <p>○被保険者（40歳以上）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診：受診者数 199,901人</li> <li>事業者健診データ：取得者数 19,896人</li> </ul> <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査：受診者数 21,529人</li> </ul> <p>■ KPI：① <b>生活習慣病予防健診受診率 65.0%（前年度 65.0%）</b>            ② <b>事業者健診データ取得率 6.5%（前年度 6.4%）</b>            ③ <b>被扶養者の特定健診受診率 26.1%（前年度 32.9%）</b></p>

## 2. 実施状況報告

### (2) 戦略的保険者機能関係

	令和2年度事業計画	令和2年度実施状況
戦略的 保険者 機能 関係	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"><li>健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、メタボ該当者が多い当県の実情に鑑み、保健指導の利用機会の拡大に向けた勧奨を行う。</li><li>平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった特定保健指導の手法を継続して実施する。</li><li>内外での研修により特定保健指導実施者のスキルアップを図る。</li></ul> <p>○被保険者（受診対象者数：47,321人）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特定保健指導実施率 27.9%（実施見込者数：13,200人） （内訳）協会保健師実施分 14.6%（実施見込者数：6,900人） アウトソーシング分 13.3%（実施見込者数：6,300人）</li></ul> <p>○被扶養者（受診対象者数：2,560人）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特定保健指導実施率 12.1%（実施見込者数：310人）</li></ul> <p>■ <b>KPI：特定保健指導の実施率を27.1%以上とする</b></p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。</li></ul> <p>■ <b>KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする</b></p>	<p>ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>＜被保険者特定保健指導実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特定保健指導利用機会の拡大に向けた各種取組を実施したが、新型コロナウイルス感染症禍により、支部実施分、外部委託分とも実施件数が減少（前年度比-3.9%、-1,762人）。</li></ul> <p>＜被扶養者特定保健指導実績＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特定保健指導実施件数は減少となったが特定保健指導対象者数自体の減少により実施率としては増加（前年度比+0.9%、-34人）。</li></ul> <p>○被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特定保健指導：実施者数 10,906人（実施率23.0%）</li></ul> <p>○被扶養者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>特定保健指導：実施者数 259人（実施率10.1%）</li></ul> <p>■ <b>KPI：特定保健指導実施率 22.7%（前年度 27.2%）</b></p> <p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <p>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>生活習慣病予防健診受診者のうち血圧値、血糖値が高値にもかかわらず、医療機関を受診していない者を対象として、宮城県医師会と連携し文書又は電話による受診勧奨を実施（勧奨件数：一次域2,188件、二次域6,951件）。</li></ul> <p>■ <b>KPI：受診勧奨後医療機関受診者の割合 10.1%（前年度 10.3%）</b></p> <p>○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>生活習慣病予防健診受診者のうち生活習慣の改善により重症化の予防が期待できる人工透析導入前段階の者に対して、委託による受診勧奨および医療機関と連携した6カ月間の保健指導を実施（実施件数：案内発送348名、電話勧奨152名、プログラム開始1名）。</li></ul> <p>○その他保健事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>生活習慣病予防健診受診者であって治療中・服薬中との回答者のうち、受診勧奨における二次勧奨基準該当でかつ、コントロール不良者と思われる者を対象として、宮城県医師会と連携し文書による勧奨を実施（勧奨件数：2,949件）。</li><li>生活習慣病予防健診受診者のうち、「生活習慣の要改善レベル」の者に対する生活習慣の改善を促す勧奨を実施（勧奨件数：4,400件）。</li></ul>

## 2. 実施状況報告

### (2) 戦略的保険者機能関係

	令和2年度事業計画	令和2年度実施状況
戦略的保険者機能関係	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」事業の普及、登録事業所拡大に向けて、宮城県や東北経済産業局、経済団体等の関係機関・団体と連携した取り組みを行う。</li> <li>・ 宣言事業所の取組の質を向上させる観点から、「職場健康づくり宣言サポートシート」の送付、取組の振り返りを行うためのチェックシートの送付や他事業所の取組を紹介する「好事例集」の作成等、フォローアップの強化を図る。</li> </ul>	<p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北厚生局、東北経済産業局、宮城県、医療関係団体や経済団体等に後援いただき、「職場健康づくり宣言」事業を実施。webバナー広告やメディアを活用した普及啓発や特定保健指導の訪問先事業所などあらゆる機会をとらえて登録勸奨を実施し、105事業所から宣言を受付（累計宣言事業所数：1,942事業所）。</li> <li>・ 健診結果を踏まえた事業所毎の健診受診率や健康リスク等について、支部平均や同業種平均と比較した「職場健康づくり宣言サポートシート」及び取組の振り返りを行うための「チェックシート」を職場健康づくり宣言後1年ごとに送付し、事業所特有の健康課題等について事業主と共有。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、各事業所での出前講座の実施を見送り。新たにメタボ予防、受動喫煙防止やメンタルヘルス等のDVDを購入し、貸出事業を開始（貸出件数：30事業所、のべ100回）。また、健康カレンダーを作成し、職場健康づくり宣言事業所に送付。</li> </ul>
	<p>③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者を対象とした理解度調査結果を踏まえた広報計画を策定の上、加入者にとって分かり易い広報を行う。</li> <li>・ 加入者理解度調査で理解が低かった、「職場健康づくり宣言」事業を中心とした宮城支部の取組について、テレビCM、新聞広告やフリーペーパー等を活用した広報を実施し、加入者の意識醸成を図る。また、「職場健康づくり宣言」事業の定着に向けて動画を作成し、幅広い場面で活用する。</li> <li>・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。また、健康保険委員表彰を実施するとともに、効果的な勸奨を行い、委嘱者数の更なる拡大に努める。</li> </ul> <p>■ KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.1%以上とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理解度調査の前年度結果を踏まえ、年間の広報計画を策定の上、各広報媒体において保健事業や医療費適正化の取り組みを中心にタイムリーかつ分かり易い広報物の作成に努めた。</li> <li>・ 「職場健康づくり宣言」の普及・定着に向けてランディングページを開設し、併せてwebバナー広告、4種類（新聞、フリーペーパー、テレビCM、動画共有サイト）のメディアを活用し、健康経営に関する意識啓発や「職場健康づくり宣言」のPRを実施。</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し健康保険委員を集めた研修会の開催を見送ったが、広報誌等を通じた情報提供を確実に実施。また、被保険者数16名以上の2,100事業所に対して委嘱勸奨を実施（健康保険委嘱者数：5,045名、前年度比+409名）。</li> <li>・ 健康保険委員表彰式：令和2年11月20日 ホテルメルパルク仙台 理事長表彰3名、支部長表彰9名</li> </ul> <p>■ KPI：① 加入者理解率の平均 43.4%（前年度 44.3%） ② 健康保険委員委嘱事業所の被保険者数の割合 51.2%（前年度 47.6%）</p>
	<p>④ ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。</li> <li>・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用の際には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて県担当部局や関係機関等への働きかけを行う。</li> <li>・ 他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。</li> </ul> <p>■ KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を82.8%以上とする （※）医科、DPC、調剤、歯科における令和2年9月分の使用割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ジェネリックカルテ」から宮城支部の阻害要因を分析し、ジェネリック医薬品の使用割合が低い医療機関、薬局及び地域を特定。</li> <li>・ 使用割合の低い医療機関及び薬局に対して「医療機関・薬局向け見える化ツール」や「医薬品実績リスト」を活用した訪問による働きかけを実施（訪問件数：医療機関9件、薬局6件）。</li> <li>・ また、訪問対象以外の医療機関及び薬局に対しては、「医療機関・薬局向け見える化ツール」を郵送する際、東北厚生局と連携し、使用促進に向けた協力依頼文書を同封（送付件数：医療機関1,089件、薬局832件）。</li> <li>・ 使用割合が低い気仙沼市においては、気仙沼市国保と連携し、気仙沼地区のケーブルテレビのデータ放送において、使用促進に向けた内容を放映（9月）。</li> </ul> <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合 82.8%（前年度 82.4%）</p>

## 2. 実施状況報告

### (2) 戦略的保険者機能関係

	令和2年度事業計画	令和2年度実施状況
戦略的 保険者 機能 関係	<p>⑤ <b>インセンティブ制度の着実な実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業主や事務担当者に対し効果的・効率的な周知広報を図るため、宮城県中小企業団体中央会や宮城県法人会が発行する会報に、令和元年度の結果と令和3年度保険料率広報を併せたリーフレットの折込みを実施。</li> <li>加入者向けに納入告知書同封チラシ、メールマガジンや保健事業関係のリーフレットにおいて制度の周知広報を実施。</li> </ul>
	<p>⑥ <b>パイロット事業を活用した好事例の全国展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の枠組みに捉われない斬新かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員に対して事業提案を募集し、支部内プレゼンを経て1事業を本部へ提案したが採用に至らなかった。</li> </ul>
	<p>⑦ <b>地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</b></p> <p>i) 意見発信のための体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療提供体制等に係る意見発信を行うために、引き続き医療審議会や地域医療構想調整会議等に参画する。</li> </ul> <p>ii) 医療費データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、のための分析を行う。</li> </ul> <p>iii) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</li> <li>医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。</li> <li>宮城県保険者協議会の活動を活発化し、他の医療保険者と連携して県の医療政策関係部局をはじめ、地方公共団体および関係機関に対して意見発信を行う。</li> <li>県・市町村や医療関係団体（医師会等）と宮城支部との間で締結した医療情報の分析や保健事業等における連携に関する協定に基づき、関係機関と共同して加入者の健康増進や医療費の適正化、各種広報を実施するなど連携推進を図る。</li> </ul> <p>■ <b>KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%以上とする</b>  <b>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</b></p>	<p>i) 意見発信のための体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療審議会及び県内4区域全ての地域医療構想調整会議に参画し、医療保険者として加入者の利益の実現に向けた意見発信を実施。</li> </ul> <p>ii) 医療費データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信に向けて、宮城県が提示する医療需要の将来推計や医療提供体制の現状等の分析データを活用。</li> </ul> <p>iii) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見発信の際は、上記 ii) の分析データを活用し、エビデンスに基づく意見発信を実施。</li> <li>加入者1人当たりの医療費分析結果（特に入院外の循環器系疾患が全国平均に比べ高いこと）について、保険料率改定のリーフレットやホームページに掲載。また、健診結果を分析し、喫煙、食習慣や運動習慣に関する宮城の特徴を健康保険委員向け広報誌に掲載。</li> <li>令和2年度の宮城県保険者協議会はコロナ禍で十分な形で実施されなかったが、ジェネリック医薬品の使用促進、適正受診や適切な服薬の促進などの医療費適正化に向けた取組について、令和3年度に県や他の保険者等が連携して取り組むことができるよう意見発信を実施。</li> <li>医療費や健診結果等の地域差の要因に関する統計資料について、宮城県と共同して作成。</li> </ul> <p>■ <b>KPI：①参加率 100%（前年度 100%）</b>  <b>②実施（前年度 実施）</b></p>

## 2. 実施状況報告

### (2) 戦略的保険者機能関係

	令和2年度事業計画	令和2年度実施状況
戦略的 保険者 機能 関係	<b>⑧ 調査研究の推進</b> i) 医療費分析の実施 ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、要治療者の受診行動の有無によるその後の医療費推移等に関する分析を行う。 ・ 外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て、分析の精度を高める。  ii) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施 ・ 各種学会や調査研究報告会での報告、学術誌や調査研究報告書への投稿等を通じ、広く情報発信する。	i) 医療費分析の実施 ・ 本部より調査研究事業として採択された「要治療者の受診行動の有無によるその後の医療費推移」について、大学教授からの助言を得ながら実施。  ii) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施 ・ 上記 i) の分析結果から得られた早期の医療機関受診の有意性について、今後、調査研究報告書への投稿に加え、各種広報媒体を活用した情報発信や保健事業等に効果的に活用。
	<b>⑨ その他支部独自の取組</b> ・ 「上手な医療のかかり方」の啓発を行い、不要不急の時間外・休日・深夜の医療機関受診者を抑制し、医療費適正化、医療等の質や効率性の向上を図る。	・ 医療費適正化のほか、地域医療提供体制の維持及び医師の働き方改革に貢献すべく、令和3年1月に、仙台市と周辺市町村に住む7歳以上の加入者のうち、対象期間内で2か月以上外来で時間外、休日や深夜に医療機関を受診した者（緊急性の高い者を除く）に対して、「医療費節約ポイントのお知らせ」に関するリーフレットを送付（送付件数：1,910件）。

## 2. 実施状況報告

### (3) 組織体制の強化関係

	令和2年度事業計画	令和2年度実施状況
組織・運営体制関係	<b>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</b> ・標準人員への移行後の状況を踏まえ、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況を踏まえた支部運営を行う。	・標準人員に基づく適切な人員配置を実施。 ・健康保険給付の審査スキルやレセプト点検スキルの標準化を図るため、審査体制の見直しやジョブローテーションを定期的実施。
	<b>② 人事評価制度の適正な運用</b> ・評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。	・人事評価制度を適切に運用。
	<b>③ OJTを中心とした人材育成</b> ・OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・各種研修会・セミナー実施に際して、職員に求められるプレゼン、データ分析能力等を高めるとともに、各種スキル向上のため外部講師および外部研修会等を積極的に活用し、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成を行う。	・新入職員（新卒2名、既卒1名）に対するOJT研修を実施（4月～9月、1月～3月）。 ・主任以下の全職員に対して外部講師による電話対応スキル向上研修を実施（11月、43名受講）。 ・グループ長補佐以下の全職員に対してビジネススキル研修を実施（2月、87名受講）。 ・自己啓発の支援として通信教育講座を斡旋（10月～11月）。
	<b>④ 支部業績評価への対応</b> ・各事業の目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底するとともに、検証指標を意識した取り組みを行う。	・宮城支部事業計画PDCA管理表にて進捗管理を徹底し、毎月事業計画推進会議を開催。 ・自主点検を実施（5月、12月）。
	<b>⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</b> ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。 <b>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする</b>	・一般競争入札12件実施。うち一者応札案件1件。 公告後に業者に対する周知の実施に加え、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備。 また、一者応札案件1件については、入札への不参加業者に対するヒアリングを実施し、要因を把握。当該案系の令和3年度分は、仕様書の内容の見直しを実施。 <b>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合 8.4%(前年度 13.4%)</b>
	<b>⑥ コンプライアンスの徹底</b> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。	・コンプライアンス委員会を開催（6月、12月、3月）。 ・全職員に対してコンプライアンス研修を実施（2月、94名）。 ・全職員に対してハラスメント防止研修を実施（8月、94名）。
	<b>⑦ リスク管理</b> ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対する危機管理能力向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。	・全職員に対して安否確認模擬訓練を実施（6月、11月）。 ・個人情報保護管理委員会を開催（6月、12月、3月）。 ・全職員に対して個人情報保護研修を実施（2月、94名）。 ・全職員に対して情報セキュリティ研修を実施（11月、94名）。 ・また新型コロナウイルス感染症対策は、加入者や協会職員への感染防止の観点から、各種広報媒体を活用し、各種申請の郵送による手続きをお願いするとともに、新型コロナウイルスの感染症対策の基本的対処方針に従い、各種研修会・セミナー等の中止や集団健診・特定保健指導等の一部中止の対応を実施。

### 3. 保険者機能強化予算に係る執行実績

#### 【医療費適正化等予算】

	事業名	予算額	執行額	実施内容及び差異説明
医療費適正化対策経費	「医療費節約ポイントのお知らせ」の送付	4,928千円	3,918千円	(事業内容) 対象期間内で2か月以上外来で時間外、休日や深夜に医療機関を受診した者(緊急性の高い者を除く)に対して、「医療費節約ポイントのお知らせ」に関するリーフレットを送付(送付件数:1,910件)。 (差異) 通知対象者を抽出する際、「緊急で時間外に受診した加入者」を確実に除外するために通知条件を絞りすぎてしまい、予算策定時の見込みより送付件数が減少。
	柔整療養費長期受療者に対する啓発文書の送付	1,075千円	172千円	(事業内容) 同一月に家族で施術を受けている者(家族受療者)や同一月に複数の施術所で施術を受けている者(重複受療者)に対して啓発文書及びアンケートを送付し、制度の正しい理解に向けた周知を実施(送付件数:674件)。 (差異) 長期受療者に対する啓発文書送付を予定していたが、他支部における実施結果を踏まえ対象者を変更したため、予算策定時より送付件数が減少。
	医療機関従事者向け健康保険事務説明会	246千円	0千円	(事業内容) 県内の医療機関従事者を対象に、支払基金と合同で健康保険事務説明会(県内4会場)を開催。 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大を考慮し、開催を見送り。
広報・意見発信経費	納入告知書同封チラシの作成	1,525千円	1,420千円	(事業内容) 納入告知書へ同封するチラシを毎月作成し、全事業所へ提供。
	任意継続保険加入のご案内セットの配付	86千円	0千円	(事業内容) 年度末に多くの退職者が見込まれる事業所に対して、任意継続加入案内書類一式を事前配付し、郵送化を促進。 (差異) 外部委託せずに支部内で啓発チラシ等を作成、印刷。
	新聞広告・フリーペーパーを活用した周知広報	2,530千円	1,755千円	(事業内容) 地元新聞社が実施している健康経営啓発企画に協力団体として参加。当該企画が発行するフリーペーパー型冊子に、健診データを活用した分析結果、メタボ予防対策や職場健康づくり宣言に関する記事を掲載。 (差異) 上記以外の新聞広告において、新聞社への直接交渉や別事業の委託業者の特典サービスを活用することで、無料で新聞広告を掲載。
	テレビCM・ウェブ広告を活用した周知広報	3,520千円	3,500千円	(事業内容) 職場健康づくり宣言の普及・定着に向けて、ランディングページを開設、併せてバナー広告、YouTube 広告用動画の作成・配信やテレビCMを放映。
	合計	13,910千円	10,765千円	

### 3. 保険者機能強化予算に係る執行実績

#### 【保健事業予算】

	事業名	予算額	執行額	実施内容及び差異説明
健診受診勧奨等経費	協会主催の集団健診「まちかど健診」の開催	2,887千円	0千円	(事業内容) 主に受診率の低迷している地域や市町村の未受診者健診を実施しない地域をターゲットに、協会けんぽ主催の集団健診としてショッピングセンター等を利用して実施。 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、開催を見送り。
	事業者健診結果データ提供にかかる同意書取得勧奨業務委託	6,611千円	4,553千円	(事業内容) 事業者に対する勧奨文書の発送及び電話による同意書取得勧奨を実施。 (差異) 予算策定時の見込みより健診結果取得件数が減少。
	生活習慣病予防健診を委託した医療機関・健診機関に対するインセンティブ	15,861千円	6,392千円	(事業内容) 生活習慣病予防健診の実施数向上を目的に、委託健診機関に対し、対前年度比の実施増加数(実績)に応じて報奨金を支払う。 (差異) 新型コロナウイルスの感染症拡大防止を考慮し4月～5月の健診が中止。さらに感染予防対策に伴う受診定員数の減少や感染予防のための施設側の対策に要する人員・時間確保等、健診実施件数に対する影響が要因。
	生活習慣病予防健診未受診事業所等への受診勧奨	6,160千円	713千円	(事業内容) 仙台市内の健診受診率が低い事業所に対し、受診勧奨文書を送付するとともに、電話勧奨を実施。 (差異) 電話勧奨の委託単価が予算策定時の見込みより安価。
	健診受診勧奨に要するパンフレットやチラシ等の広報物の作成	6,624千円	4,154千円	(事業内容) 令和3年度生活習慣病予防健診パンフレット(事業所用及び任継加入者用)や特定健診実施一覧表の作成、市町村の未受診者健診を活用した受診勧奨、新規加入事業所及び新規加入者への健診案内 (差異) 印刷物をまとめて調達、一般競争入札や見積競争により契約業者を決定し経費削減。
		1,815千円	0千円	(事業内容) 集合バス健診の案内の作成や仙台市の集団健診受診勧奨 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、開催を見送り。
	その他	104千円	0千円	(事業内容) 健診実施機関実地指導旅費 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、実地指導を見送り。
保健指導経費	特定保健指導を委託した医療機関・健診機関に対するインセンティブ	1,099千円	687千円	(事業内容) 特定保健指導の実施数向上を目的に、委託健診機関に対し、対前年度比の実施増加数(実績)に応じて報奨金を支払う。 (差異) 新型コロナウイルスの感染拡大防止の影響で、上期の健診実施件数が減少したことが、特定保健指導の評価件数にも影響。大部分の契約機関が前年度を超過する実績に至らず、5機関のみがインセンティブの対象。
	特定保健指導利用勧奨に要するチラシやポスター等の広報物の作成	2,121千円	1,308千円	(事業内容) 健診機関が生活習慣病予防健診結果を受診者に対して発送する際の同封チラシ、事業所に対する特定保健指導案内チラシや健診会場用ポスター等を作成。 (差異) 印刷データ作成と印刷業務を別調達とすることで、デザインを重視しつつ経費を抑制。
	その他	4,794千円	3,970千円	(事業内容) 中間評価時の血液検査費、医師謝金、公民館等における特定保健指導等 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、公民館等における特定保健指導の開催を見送り。
小計		48,076千円	21,777千円	

### 3. 保険者機能強化予算に係る執行実績

#### 【保健事業予算】

	事業名	予算額	執行額	実施内容及び差異説明
重症化予防事業経費	未治療者に対する受診勧奨	10,258千円	5,863千円	(事業内容) 本部提供のリストを基に、対象基準に該当する者に対して事業所経由での受診勧奨を実施。その後、支部保健師による訪問や電話による受診勧奨を実施。 (差異) 予算策定時から仕様の見直しを行い、より安価に契約業者を決定。
	糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	3,614千円	873千円	(事業内容) 糖尿病性腎症予備群に対し、透析導入を防ぐため、主治医の指示に基づいた保健指導を外部委託により実施。 (差異) 案内文書に同封している回答文書の返送率が低く、個人の電話番号を入手できなかったことにより、予算策定時の見込みより電話勧奨件数が減少。また、プログラム参加希望者が1名だった。
	未治療者に対する受診勧奨から外れる重症化域者へのアプローチ	5,164千円	3,246千円	(事業内容) 健診当日の問診において服薬ありとしながら、重症化域者に対し個別介入文書を送付。 (差異) 予算策定時の見込みより介入文書の発送対象者が減少。
コラボヘルス事業経費	職場健康づくり宣言事業所に対するフォローアップ事業	4,001千円	1,509千円	(事業内容) 事業所ごとの健康状態見える化した「健康カルテ」や取り組み状況の振り返り等を行う「チェックシート」の送付、出前講座の実施、健康づくり啓発のための教材（DVD）の貸出や各種リーフレット等の提供を行う。 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、出前講座の実施を見送り。
	外部委託による業界団体とのコラボヘルス事業	1,045千円	557千円	(事業内容) 宮城県トラック協会仙台支部及び仙南支部の協会けんぽ加入事業所に対して、経営者向けの健康づくりセミナーを実施。 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、健康づくりセミナーの実施を見送り。代替案として、「運輸業」・「運送業」のドライバー向けにコンビニ活用術、食生活改善（食事の選び方・飲酒の仕方）をテーマにしたリーフレット作成し、「運輸業」・「運送業」の約1,570事業所宛に送付。
その他の経費	生活習慣の改善勧奨	4,900千円	2,305千円	(事業内容) 生活習慣病予防健診受診者のうち、「生活習慣の要改善レベル」の者に対する生活習慣の改善を促す勧奨を実施 (差異) 予算策定時から仕様の見直しを行い、より安価に契約業者を決定。
	関係団体と連携した健康イベントへの参加	165千円	0千円	(事業内容) 宮城県をはじめ関係団体とも連携した健康イベントに参加し、無料の健康チェックを行うことで健康に対する意識向上の動機づけを図る。 (差異) 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、開催を見送り。
	小計	29,147千円	14,353千円	
	合計	77,223千円	36,130千円	

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<p>適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。</p> <p>① 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、経済情勢の悪化による協会財政への影響が懸念される状況を踏まえ、運営委員会や支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。</li> <li>・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。</li> <li>・ 各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul> <p>② サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul> <p>■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.7%以上とする</p> <p>③ 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン資格確認の実施状況を踏まえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。</li> <li>・ 医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に医療機関へ職員が訪問するなど周知と配置依頼を行う。</li> <li>・ 令和3年上期に実施予定の医療機関従事者向け研修会の際に、健康保険制度について説明し、限度額適用認定証の利用促進について、積極的に周知を図る。</li> </ul> <p>④ 現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。</li> <li>・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。</li> <li>・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</li> </ul> <p>⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動点検マスタ等のメンテナンスを行い、システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指し、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。</li> <li>・ 支払基金支部との打ち合わせ会を定期的で開催し、疑義事例について説明を求めるとともに、審査に関する不合理な支部間の審査差異については積極的に協議を行い解消を図る。</li> </ul> <p>■ KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p>

分野	具体的施策等
<p>1. 基盤的保険者機能関係</p>	<p>⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。</li> <li>    なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</li> <li>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上施術の申請の割合について対前年度以下とする</li> </ul> <p>⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査手順の標準化を推進する。</li> <li>・ 受領委任払制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</li> </ul> <p>⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。</li> <li>・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> <li>■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</li> <li>          ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</li> </ul> <p>⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</li> <li>・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> <li>■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする</li> </ul> <p>⑩ 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。</li> <li>・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。</li> </ul>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I 加入者の健康度の向上</li> <li>II 医療等の質や効率性の向上</li> <li>III 医療費等の適正化</li> </ul> <p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。</li> <li>・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。</li> <li>・喫煙、運動習慣及び減塩の対策について、宮城県全体で加入者（県民）に対する啓発活動を実施することができるよう、宮城県及び関係団体に働きかけを行う。</li> </ul> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診実施率の向上に向けて、事業所検索機能を活用して抽出する未受診事業所（未受診者）に対し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。</li> <li>・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、地方自治体との連携を推進し、市町村が行うがん検診情報を加入者に提供した上で、がん検診との同時実施等の拡大を図る。また、支部主催の「オプション健診」の実施拡大等、加入者の特性やニーズに応えていく。</li> <li>・事業者健診データの取得促進に向けて、宮城県や宮城労働局と連携して勧奨を行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者（40歳以上）（受診対象者：311,984人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病予防健診実施率 70.0%（実施見込者数：218,389人）</li> <li>・事業者健診データ 取得率 7.7%（取得見込者数：24,023人）</li> </ul> </li> <li>○ 被扶養者（受診対象者：87,793人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査受診率 36.0%（実施見込者数：31,606人）</li> </ul> </li> </ul> <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を70.0%以上とする  ② 事業者健診データ取得率を7.7%以上とする  ③ 被扶養者の特定健診実施率を36.0%以上とする</p> <p>ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、遠隔保健指導（Web面談）の利用拡大により、特定保健指導対象者の更なる利便性の向上を図る。</li> <li>・平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな手法による特定保健指導を引き続き実施するとともに、効果検証を行う。</li> <li>・特定保健指導の質の向上のため、支部内外における研修により、特定保健指導実施者のスキルアップを図る。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者（受診対象者：48,967人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導実施率 29.9%（実施見込者数：14,642人）</li> </ul> </li> <li>○ 被扶養者（受診対象者：2,718人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導実施率 12.8%（実施見込者数：348人）</li> </ul> </li> </ul> <p>■ KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を29.9%以上とする  ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を12.8%以上とする</p>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する</li> <li>○ 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 3,000人</li> <li>・ かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。</li> <li>○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業勧奨実施予定人数 400人</li> <li>■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする</li> </ul> <p>iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業主が主導して会社ぐるみで健康づくりに取り組む宮城支部版健康経営の形である「職場健康づくり宣言」事業の普及を目的として、テレビ、Web、YouTubeや新聞等に広告を掲載し、事業主及び加入者に対する広報を行う。</li> <li>・ 「職場健康づくり宣言」事業所の拡大を図るため、宮城県、関係機関・団体と連携した取り組みを行う。</li> <li>・ 健診受診者における血圧リスク保有者割合が多い、運輸業及び運送業については、業界団体と連携した取り組みを行う。</li> <li>・ 宣言事業所の取組の質を向上させる観点から、「職場健康づくり宣言サポートシート」の送付、取組の振り返りを行うためのチェックシートの送付や他事業所の取組を紹介する「好事例集」の作成等、フォローアップの強化を図る。</li> <li>■ KPI：健康宣言事業所数を2,050事業所以上とする。</li> </ul> <p>② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部において作成したパンフレットやYouTube等の動画等を活用しつつ、引き続き、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。</li> <li>・ 健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。</li> <li>■ KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.8%以上とする</li> </ul> <p>③ ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>＜課題分析＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ジェネリックカルテ」及び「データブック」を活用し宮城県内の地域別、年齢階級別や薬効分類別に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。</li> </ul> <p>＜医療機関・薬局へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、使用割合の低い医療機関・薬局に対して個別の働きかけを強化する。</li> </ul> <p>＜加入者へのアプローチ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。</li> <li>・ 宮城県、関係団体や他の保険者等と連携した取組を実施する。</li> <li>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする。</li> <li>※ 医科、DPC、歯科、調剤</li> </ul> <p>④ インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。</li> </ul> <p>⑤ パイロット事業及び調査研究事業の提案〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の枠組みに捉われない斬新かつ全国展開の実現可能性が認められる提案を検討する。</li> </ul>

分野	具体的施策等
2. 戦略的保険者機能関係	<p>⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。</li> </ul> <p>ii) 医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・宮城県から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul> <p>iii) 宮城県、他保険者や関係団体と連携した働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上手な医療のかかり方に係る働きかけ</li> <li>・ 令和2年度に実施した「上手な医療のかかり方」に関する通知事業について、効果検証を行い、検証結果を保険者協議会で共有する。</li> <li>・ 検証結果を基に、宮城県、他保険者や関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</li> <li>○ 多剤・重複服薬者に対する適切な服薬に係る働きかけ</li> <li>・ 適切な服薬に繋げ、本人の健康被害の抑制を図るため、宮城県、他保険者や関係団体とも連携しつつ、加入者に対して効果的な働きかけを行う。</li> <li>■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</li> </ul> <p>⑦ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉</p> <p>i) 医療費分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差の要因等について、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。</li> </ul> <p>ii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度に実施した、要治療者の受診行動の有無によるその後の医療費推移等に関する分析結果について、調査研究報告書への投稿等を通じ、広く情報発信する。</li> </ul>

分野	具体的施策等
<p>3. 組織・運営体制関係</p>	<p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部ごとの業務量に応じた標準人員に基づく適切な人員配置により、業務の効率化等の状況を踏まえた支部運営を行う。</li> </ul> <p>② 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価者研修などを通じて、評価者を中心として個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、職員の人事評価制度に関する理解を深めるとともに、評価結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。</li> </ul> <p>③ OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> <li>・ 戦略的保険者機能の更なる発揮に向けて、外部講師及び外部研修会等を積極的に活用し、人材育成を行う。</li> </ul> <p>④ 本部支部間の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部において実施した加入者の健康増進のための取組結果について、本部に対して積極的に情報提供を行う。</li> </ul> <p>⑤ 支部業績評価項目の進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各評価項目について、目標指標を意識した取り組みを行うとともに、目標指標の達成に向けた進捗管理を徹底する。</li> </ul> <p>II) 内部統制に関する取組</p> <p>① リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報の取扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクを想定した訓練を実施する。</li> </ul> <p>② コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</li> <li>・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。</li> </ul> <p>III) その他の取組</p> <p>&lt;費用対効果を踏まえたコスト削減等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。 入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</p>

参考：令和4年度 支部保険者機能強化予算の評議会との関係（予算策定までの一般的な流れ）

